

工学院大学利益相反マネジメントポリシー

平成23年3月7日

目的

工学院大学(以下「本学」という。)は、教育、研究に加え、社会貢献を大学の使命とし産学官連携活動等を積極的に推進している。産学官連携活動を積極的に推進すればするほど大学の責務や公共の利益が阻害される、いわゆる利益相反が発生する可能性が高くなる。本学が産学官連携活動を通じて社会貢献という使命を果たしていくために利益相反の弊害を抑え、本学と本学教職員が公正に業務を遂行するうえで、遵守すべき精神を「工学院大学利益相反マネジメントポリシー」(以下「本ポリシー」という。)において広く学内外に明示するものである。

基本的な考え方

教職員等が安心して取り組むにあたって、高い透明性、公平性と中立性を持った産学官連携活動等の社会貢献活動を推進するため利益相反マネジメント体制を構築する。

定義

イメージ有り

(1) 広義の利益相反：

狭義の利益相反(2)と責務相反(3)の双方を含む概念。

(2) 狭義の利益相反：

教職員又は大学が産学官連携に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

(3) 責務相反：

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

(4) 個人としての利益相反：

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

(5) 大学(組織)としての利益相反：

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

対象者

本ポリシーの対象者は本学の教職員及び本学において研究等を行うことを目的に受入を許可された者とする。

対象事象

本ポリシーの適用事象については次のとおりとする。

- 1 学校法人工学院大学以外の職を兼ねる場合
- 2 教職員が自らの知的財産権を企業又は他大学等へ技術移転する場合
- 3 共同研究や受託研究に参加する場合

4 外部からの寄付金、設備・物品等の供与を受ける場合

5 本学の規程によって認められる範囲の報酬、株式保有などの経済的利益を受ける場合
利益相反マネジメント委員会の設置

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会(以下「本委員会」という。)を設置する。本委員会は、法令、本学の諸規程及び本ポリシー等に基づき、利益相反行為に係る審査を行う。

啓発活動の実施

利益相反に係る意識醸成を図るため、利益相反マネジメントの理念等について研修会を行い教職員等に周知するとともに啓発活動を行う。

情報公開

本学の利益相反に関する取り組みや実態について、個人情報保護を前提として可能な限り情報公開を行い、社会の理解を得るように努める。

外部への説明責任

本学の社会的信頼性を維持するため公平性、透明性の高い産学官連携活動等を推進し、利益相反に係る疑義が提議された際には社会への説明責任を果たす。

利益相反マネジメントポリシーの見直し

本ポリシーは国内外の経済情勢の変化、社会通念の変化、法令の改正及び産学官連携活動の様態の変化等に対して適切に対応するため適宜見直しを実施する。